記 者 発 表 資 料 令和7年10月24日 四 国 地 方 整 備 局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
株式会社中央技術コンサルタンツ	東京都新宿区西新宿8-5-1

2. 指名停止措置期間

令和7年10月24日 から 令和7年12月23日 まで(2ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲 四国地方整備局管内

4. 事実概要

(株)中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年8月8日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロに該当する。

指名停止措置要領 別表第2

措置要件	期間	
(公契約関係競売等妨害又は談合)		
8 次のイ又は口に掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般 逮捕又は公訴を知った日から		
役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約		
関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴		
を提起されたとき(第 12 号に掲げる場合を除く。)。		
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内	
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヵ月以上12ヵ月以内	

問い合わせ先(○主な問い合わせ先)

四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303 (直通)

契約課長 山本 隆 ○課長補佐 瀨川 晋士